

**主題解説****職能・資格を射程に入れた大学教育制度改革の方向について**

島田 良一\*

Ryoichi Shimada

**日本の建築教育について**

日本の建築士教育vs英国の建築家教育と対比するとわかりやすい。

日本の場合、建築士資格とその試験制度、その出題傾向にあわせた教育

欧米の場合、職能団体とプロフェッション、即戦力が原則、専門化が徹底している。

UIAにおける国際的協定 資格の相互承認、その前提としての教育的認定

JABEE（日本技術者教育認定機構）の教育認定。既にスタートしている。

技術の国際競争、「国際的に通用する技術者の教育」

「即戦力として使える卒業生」!?

企業の変化、学生の変化、教育の変化を背景に（少子高齢化、理系離れ、学力低下、学生数減少など）

**日本建築学会の考え方の概要（文責島田）**

国際的な対応UIA 規準と、JABEE 規準の双方をクリアーする。

「UIA 規準」大学レベルの5年以上の教育、授業時間の半分以上をスタジオ教育につかうこと、5年に1回以上の頻度での教育認定（様々な条件があり、日本は日本のシステムを認定してもらうことになる...個別の大学が直接UIAの認定をうけることはできない。）

JABEE 規準は、学部教育で、1800時間の教育、（学生と教師とがコンタクトしている実時間？）JABEEは、ワシントン・アコード（英語圏の国々の技術者教育相互承認協定）加盟をめざしている。

UIA、ワシントン・アコード、いずれの場合にも、国際的な調査団が、日本の認定が適切に行われているかどうかを確認するため、訪日することになっている。いずれも、調査側が選定する3校程度を訪問調査をすと言っている。ごまかしは効かないと考えるべきであろう。

先のことであると、あんまり、のんびりしてはいられないのである。

建築学会としては、JABEE 認定の中に、建築設計計画、建築構造、建築生産、建築環境設備、建築修復保全、都市計画などのサブプログラムを設け、各大学が、その実情に合わせたサブプログラムを含めた教育プログラムを構築し、その審査認定を受けることになっている。この場合、例えば、建築環境設備のサブプログラムの内容として、空調、照明、音響など、すべてをカバーしなければならないということだけでなく、その一部に重点がおかれているようなサブプログラムを柔軟に構成しても良いということになるであろう。

建築学会の場合、大学院を含めた教育プログラムを構築しても良いことになっており、現在JABEE 内部において、大学院を含む認定の方法について、検討中である。

JABEE の場合も、UIA の場合も、アクレディテーションのやり方は似ていて、同じ難型があるのではないかと思われるほどである。いずれの場合にも、審査を受けるのは楽でないが、審査を繰り返し受けているうちに、嫌でも教育改革に取り組まざるを得ないようにできている。

**アクレディテーションの具体的なイメージについて**

現在教育改革は世界中の国々で、重要な政治課題となっており、高等教育をはじめ、初中等教育にまで多様な教

\*東京都立大学名誉教授

育改革がおこなわれている。この場合、アクレディテーションが、その具体的手段として考えられているのである。この制度は実際にやってみると分ってくるのであるが、いわゆる格付け会社がやっていることに、似ている。従来の日本人の考え方に合っているとは言いがたい。そのいくつかの特徴を、箇条書きに、解説しておこう。

- (1) 民間ベースの認定であり、審査を受けるか受けないかは、教育機関側の自由な自発的申請による。
- (2) 合格するまでは、受審の情報は極秘あつかいされる。
- (3) 教育目標を設定し、それが達成されているか否かを審査すると言う、いわゆる相対基準の審査である。
- (4) 実務能力の教育を重視し、審査チームの中に、実務経験のある人を含めることが求められる。
- (5) また、教員の中にも、実務経験者が含まれるのを評価する傾向がある。
- (6) 教育目標の達成は、具体的に証明しなければならないとされる。記録が大切になる。
- (7) 教育目標は、具体的に計測可能な目標が設定されねばならない。
- (8) 教育目標は、学生と教員に共有され、双方に徹底して周知させねばならない。
- (9) 5年間は効力を認める合格と、2年間のみの暫定的な条件付合格がある。後者の場合2年後に再受審しなければならない。
- (10) 教員の教育貢献評価、学生による教育評価などのシステムを制度化し、その活動記録の提示をもとめられる。

次に建築学会が行う建築分野の認定についても、その特徴を、箇条書きに、解説しておく。

- (1) 大学院教育を含めた。専門教育のプログラムとして、審査する。
- (2) 学部の3年程度までは建築学の全分野を学習するプログラムとし、そのあとに修士課程2年を含むサブプログラム別の教育が続く。
- (3) 複数のサブプログラム(コース)を設ける場合、その学年別の学生数割付とその選別方法の妥当性を審査する。
- (4) どのようなサブプログラムを設定するかは、各教育機関の実情に合わせて行う。  
(卒業生の就職動向、学力、教員・設備の充実度など。)
- (5) 教育目標に対して重要な意味をもつ科目については、厳しい指導をおこなうものとし、試験問題と答案の保存と提示が求められる。
- (6) この重要な科目については、徹底的におしえこむものとし、全問正答できるまでは、合格させない。こうした能力を保証するのが。教育目標設定の意義である。
- (7) 熱意のある学生には、同時に二つのプログラムの履修を認め、国際的に誇りうる指導的な教育をおこなう。
- (8) 設計図、模型などの学生作品については保存と提示をもとめられる。優秀作品だけでなく、合格ぎりぎりの作品の提示を要求される。
- (9) コンピュータ利用の能力の教育充実が求められる。

#### 大学院教育の充実について

これからの教育においては、大学院の修士課程を含めたプログラムを構築し、従来より、格段に優れた教育をおこなう。

韓国のように、5年生の教育としないのは、現行の制度との馴染みやすさ、移行過程での不都合の発生の回避などを考えたものであるが、アメリカでも6年制の技術者教育を考えているとの情報にも配慮したものである。更に日本の実情として、学生数減少と教員の過剰傾向、主要大学においては既に修士課程をもっているところが多くなっていること、技術教育の時間が不測気味であることなどにも、配慮している。

#### 博士課程の位置付けについて

こうした教育改革の中で、博士課程をどのように位置付けるかが問題となるが、これは審査の対象とせず、研究者の育成および、より高度な専門家の育成にあてることが良いのではないかと考える。

〔2002 2003年度日本技術者教育認定基準〕

## 分野別要件

### 建築学および建築学関連分野

この要件は、建築学および建築学関連分野の技術者教育プログラムに適用される。

#### 1. 学習・教育目標で取り上げるべき知識・能力（基準1.(1)(d)関連）

建築学分野のプログラムは、以下の(1)に示す建築学の専門的知識・能力を担保する具体的な学習・教育目標が設定され、公開されていること。また以下の(2)に示す特定領域の少なくとも一つに関する知識・能力を付加した学習・教育目標をもつプログラムが設定され、公開されていること。

建築学関連分野のプログラムにおいては、建築学分野と共通する領域に関しては上記要件を準用し、独自の学習・教育目標を別に設定することができる。

##### (1) 建築学分野の包括的な専門的知識・能力

建築を芸術、技術、文化、社会、法律、経済などの多様な文脈と歴史やライフサイクルなどの時間的展開のなかで理解し、建築学に関する幅広い専門的知識と総合的かつ体系的な識見をもち、建築と生活環境に関する企画・設計・生産・維持管理などができる基礎的能力

##### (2) 建築にかかわる特定領域の高度な専門的知識・能力

建築企画、建築設計・計画、都市設計・計画、住居、建築環境、建築設備、建築構造、建築防災、建築材料、建築生産、建築運用・保全、建築保存・再生などの建築の特定領域に関するより専門的な知識、もしくは(1)の包括的知識をより発展させた知識をもち、それを実務に適用しうる能力

#### 2. 教員（団）（基準3.3(1)関連）

建築学および建築学関連分野の教員団は、プログラムの学習・教育目標を達成するために必要な理念、知識、技術および実務について、全体として十分な教育成果をあげ得る能力を有するように構成すること。

参照 建築学会 <http://www.aij.or.jp/jpn/aijedu/aijedu.htm>